

《別紙1》

リース契約を締結するための条件（ソフトバンクが提示）

以下の条件を全て満たすこと

- 契約主体は、法人（医師会などの一般社団法人、病院・クリニックなどの医療法人、訪問看護ステーションなどの株式会社、介護施設などの社会福祉法人）であること

○ 1法人当たり、タブレット2台以上のリース契約を締結すること

- 各郡市医師会が、管内の医療機関・事業所等の法人のリース契約の希望を募り、取りまとめること

【具体的な事務の流れ】

- ① 県医師会・県の連名で郡市医師会に通知
⇒ リース契約の希望の取りまとめを依頼

〔郡市医師会が取りまとめる情報〕

- ・ 契約する法人名・法人の所在地（法人登記簿と一致させてください）
- ・ 契約する法人の担当者名・電話番号・メールアドレス
- ・ リース契約を締結するタブレットの台数（2台以上）
- ・ セキュリティ対策 MDM の希望の有無

- ② 郡市医師会から上記情報を県に報告 ⇒ 県からソフトバンクに報告

- ③ ソフトバンク ⇒ 各医療機関・事業所等の法人に連絡し、リース契約を締結

※ 申込みの先着順にソフトバンクが連絡します

なお、取りまとめの必要はありませんが、ソフトバンクから法人に連絡があり契約を締結する際の必要書類として以下書類が必要である旨のアナウンスをお願いします。

〔契約時必要書類〕

- ・ 申込書（ソフトバンクが手配）
- ・ 名刺（担当者）
- ・ 運転免許証のコピー（担当者）※有効期限内のもの
- ・ 法人登記簿 or 法人の印鑑証明書のコピー※発行日から3か月以内のもの

【 料 金 】 平成28年度の募集分と同額

	2年間レンタル契約
導入経費	無 料
毎月の費用	1,503 円
消費税(8%)	120 円
合 計	1,623 円

- ※ 税率が変更された場合、消費税は変更される
- ※ 毎月の料金に含まれているユニバーサルサービス料 3 円(2017 年 4 月時点)も変更される可能性がある
- ※ 解約する場合は、「2 年契約:20,000 円+消費税」を支払い、タブレットを 8 週間以内に返還する
- ※ 2 年契約満了後は利用する法人から申告がない限り自動更新
 - ⇒ 自動更新の場合は、同じ金額・同じタブレットでリースを継続
 - ⇒ 最新の機種に変更する場合には、2 年契約満了時にその旨をソフトバンクに申告

【 使える機能 】

- 電子メール、インターネット
- レンタル保守パック（専用ヘルプデスク、故障時の無償修理など）
- セキュリティ対策（一般的なセキュリティ対策 と MDM のいずれかを選択）
 - ⇒ いずれを選択しても料金は変わらない
 - ※ 法人の管理者が多くのスタッフにタブレットを配布する場合は MDM を推奨
 - ⇒ 管理者がダウンロードできるソフトを制限するなどタブレットの一元管理が可能
 - ⇒ MDM を利用する場合には、細かい設定が必要になる